

平成 23 年 11 月 4 日

会員各位

(社) 大阪府宅地建物取引業協会北大阪支部

支 部 長 山口孝雄

公取審議委員長 上岡義久



不法屋外広告物の 実態調査が実施されます！

市内でもまちを歩くと、はり紙や立て看板、のぼり旗といった広告物がよく目につきます。これらの広告物は、ある面では私たちにとって便利なものですが、無秩序な状態で氾濫すれば、まちの美観や自然の風景を損ねたり、歩行や通行の支障となりかねません。

そのような状況の中 今年も標記のとおり府内いっせいに11月末までの間、不法屋外広告物の実態調査が行われます。支部管轄区域内では、特に11月7日(月)から11月20日(日)に集中して調査が実施されます。

《当協会会員・全日協会会員・自主供託業者の区別なく調査が実施されます。》
各位いっそう注意深い対処をお願いいたします。

記

- ◆調査対象広告物 不法屋外広告物（電ビラ・のぼり旗・立て看板など）
- ◆調 査 方 法 1. 写真撮影 広告物掲出場所を明記
2. 違反業者の商号・所在地
- ◆調 査 場 所 国道・府道等の主要道路、不動産業者の出店過密地域
駅前出口付近等・・・

実態調査実施予定日

| | 《宅建》 | 《全日》 |
|------|-----------|----------------------|
| 吹田地区 | 11月10日(木) | 11月11(金) |
| 摂津地区 | 11月10日(木) | 11月12日(土)及び11月19日(土) |
| 茨木地区 | 11月7日(月) | 11月12日(土)及び11月19日(土) |
| 高槻地区 | 11月7日(月) | 11月7日(月) |



以 上